

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

古賀市長 田辺一城

市町村名 (市町村コード)	古賀市 (402231)	
地域名 (地域内農業集落名)	薦野清滝 (清滝)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月11日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後認定農業者（農事組合法人エバーグリーン清滝（仮））などが引き受ける意向のある農地面積が、後継者不在の農業者の農地面積よりも多いが、新たな農地の受け手の掘り起こしが必要。</li> <li>・担い手が利用する農地面積の団地数は9箇所、平均0.3haであり、集約化が必要。</li> <li>・地域の活性化を図るため、基盤整備を行い、新たな作物の導入への取組が課題。</li> </ul>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲、麦を主要作物としつつ、団地化を形成する。併せて新規作物としてイチゴ、すもも、アスパラガス等の高収益作物を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。</li> <li>・すべての農地を農事組合法人エバーグリーン清滝（仮）に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農地中間管理事業関連農地整備事業の事業範囲内を区域とする。
-------------------------------

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地利用最適化推進委員と協力し、農地バンクを通じた担い手への集積・集約化を進める。(令和5年時点で全農地を農地バンクに貸付け済み)
(2) 農地中間管理機構の活用方針
令和5年時点で全農地を農地バンクに貸付け済みのため、担い手の経営意向を踏まえ、調整を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域全体において、農地中間管理機構関連農地整備事業を令和6年度から工事開始する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="radio"/>	④輸出	<input type="radio"/>	⑤果樹等
<input type="radio"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="radio"/>	⑧農業用施設	<input type="radio"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①基盤整備事業実施後は、鳥獣被害対策として侵入防止柵の設置を目指す。
- ③スマートアグリビレッジおの推進協議会と協力し、スマート農業機械・機器の運用について実証を行っていく。
- ⑤高収益作物生産の一環として果樹生産を検討する。
- ⑧担い手の営農を考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。